

2023(令和5)年度 入学者用

履修案内

千葉大学大学院 教育学研究科
専門職学位課程 高度教職実践専攻

目 次

I 教育学研究科高度教職実践専攻概要	1
1. 教育学研究科高度教職実践専攻の教育目的と特徴	1
2. 教育課程編成の方針	1
3. 学位授与の方針	1
4. 各分野の概要と教育プログラムの特徴	2
II 履修方法	3
1. 履修基準	3
2. 授業科目一覧	
高度教職実践専攻	7
3. 大学院共通教育について	10
4. 履修登録	10
5. 成績評価基準	10
6. 長期履修学生制度	10
7. 教育職員免許状の取得方法	11
III 学生生活	12
IV 教育学研究科規程	15
V 大学院学則・学位規程	

千葉大学大学院学則および千葉大学学位規程は、千葉大学規程集からご覧ください。

<http://www.chiba-u.jp/general/JoureiV5HTMLContents/index.htm>



I 教育学研究科高度教職実践専攻概要

1 教育学研究科高度教職実践専攻の教育目的と特徴

教育学研究科は、「学部における一般的並びに専門的教育を基礎とし、広い視野に立って精深な学識を授け、教育の理論・実践を創造的に推進し得る人材を育成すること」（千葉大学大学院教育学研究科規程第2条）を目的としています。

今日の学校には、少子化、グローバル化、情報通信技術の進展など、社会の急激な変化に伴う教育課題への対応とともに、特別なニーズをもつ児童生徒への対応や家庭の教育力の低下、貧困等、現場での複雑化する諸課題への対応が必要となっています。

このような状況の中で、教員には知識・技能の絶えざる刷新が求められています。社会の状況の変化に伴う課題を幅広い視点からとらえ対応ができる実践的指導力やそのような課題に対して学校（教師集団）が機能的・効果的に活動できるようなマネジメント力が必要とされています。

本専攻では、学部段階の資質能力を習得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となりうる新人教員の養成や、リーダーとしての意欲や適性を有する教員に対して、学校経営や生徒指導等の高度な専門的知識を体系的に学び、リーダーとして活躍できる教員を養成することを目的としています。

2 教育課程編成の方針

高度教職実践専攻は、学校運営・管理上の諸問題、児童生徒の不適応行動にかかわる教育相談・カウンセリングなどの学校実践領域における先鋭的な問題を取り扱う内容（分野別科目：スクールマネジメント分野、学校教育臨床分野、ICT教育関係、教育のDX分野）を設け、個々の学生のニーズに応じ、それぞれの領域についての専門性を身につけたミドルリーダーを養成します。

3 学位授与の方針

専門職学位課程（教職大学院の課程）では、学士課程で築いた基礎の上に、以下の知識・能力を修得する。

「自由・自立の精神」

学校教育に関する広い視野に立ち、多様な知の基盤を活用して、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察力に基づき、主体的に行動できる。

「地球規模的な視点からの社会とのかかわりあい」

学校教育に関する専門的知識と教育実践との往還を通して得た実践的知識・技能を基盤として、学部新卒学生は新たな学校づくりの有力な一員となる実践力を、現職教員等の学生はスクール・マネジメント、学校教育臨床、およびICT教育・教育DX分野の各領域において、学校や地域のリーダーとして活躍できる高度な実践的指導力を習得し、教育および地域社会の持続可能でインクリューシブな発展のために積極的に役立てることができる。

自己の国際的経験を生かし、教育学の専門的立場から社会に貢献することができる。

「専門的な知識・技術・技能」

学校や地域の教育諸課題に対し、その実態に応じた柔軟で、かつ専門的な知識に基づいた理解力、対応力を有し、保護者や地域社会、関連機関等との連携をはかりながら個別の課題解決にあ

たることができる。

「高い問題解決能力」

学校のグローバル化や情報通信技術の進展、子どもの貧困、特別なニーズを持つ児童生徒への対応などの時代の変化や複雑化に伴う教育課題に対応できる最新の知見と技能を備え、現代的教育課題に積極的に取り組むことができる。

4 各分野の概要と教育プログラムの特徴

(1) スクールマネジメント分野

学級経営・学校経営に関する優れた知見と技能を身につけ、学内外でのリーダー的な役割を果たすことができる教職員、学校の仕組みを制度や予算面から理解するとともに、地域と協働して学校経営に当たる実践的能力を身につけた教職員の養成を目指します。

現職教員等の学生に対しては、個々の能力、経験を踏まえた高いレベルの教育内容により、修了後は教育行政及び学校のミドルリーダーとして活躍できる人材となるように養成します。

学部新卒者については、チームとして組織的に諸課題に取り組むことができる「チーム学校」の有力な教職員となるように養成します。

(2) 学校教育臨床分野

生徒指導・進路指導上の諸課題に組織として対応する体制の中核を担う教員、様々な問題行動や不適応行動に対して、その深い理解と対処方法を知り、問題解決に当たることができる教員の養成を目指します。

現職教員等の学生に対しては、地域や学校での生徒指導のリーダー的な役割を果たせる、より高度な知識や技術の習得を、学部新卒者には学校現場での事例研究や現職教員等の学生との交流・学び合いを通して、修了後に生徒指導上の課題に対して現場で即戦力となりうる実践力の習得を求めます。

(3) ICT教育関係・教育DX分野

クラウドや情報端末をはじめとするICTと、これまでの実践を最適に組み合わせ、学校教育の可能性や課題を検討することを通して、ICT活用指導力やデータリテラシーの一層の向上を図ることを目指しています。

現職教員等の学生に対しては、実践と理論の往還を通して、校内研修の実施や学校研究の指導的立場といった役割を果たすことができる人材を養成します。学部新卒者に対しては、終了後はICTを効果的に活用した指導を学校現場に提供できる即戦力となりうる人材を養成します。

II 履修方法

1. 履修基準

本専攻を修了するためには、下表の基準により所定の単位を修得することが必要となります。なお、修了のための履修基準と教育職員免許状取得のための必要単位数は異なります。

1) スクールマネジメント分野

科 目 区 分		必修	選択必修	最低修得 単位数
共通科目	①教育課程の編成・実施に関する領域		2 以上	2 0
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域		2 以上	
	③生徒指導、教育相談に関する領域		2 以上	
	④学級経営、学校経営に関する領域		2 以上	
	⑤学校教育と教員のあり方に関する領域	4 以上		
分野別科目	スクールマネジメント分野科目		4	4
	学校教育臨床分野科目			
	ICT教育開発・教育DX分野			
現代的教育課題科目				7
実践研究指導科目		4		4
実習科目		1 0		1 0
計				4 5

2) 学校教育臨床分野

科 目 区 分		必修	選択必修	最低修得 単位数
共通科目	①教育課程の編成・実施に関する領域		2 以上	2 0
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域		2 以上	
	③生徒指導、教育相談に関する領域		2 以上	
	④学級経営、学校経営に関する領域		2 以上	
	⑤学校教育と教員のあり方に関する領域	4 以上		
分野別科目	スクールマネジメント分野科目			4
	学校教育臨床分野科目		4	
	ICT教育開発・教育DX分野			
現代的教育課題科目				7
実践研究指導科目		4		4
実習科目		1 0		1 0
計				4 5

3) ICT教育開発・教育DX分野

科 目 区 分		必修	選択必修	最低修得 単位数
共通科目	①教育課程の編成・実施に関する領域		2 以上	2 0
	②教科等の実践的な指導方法に関する領域		2 以上	
	③生徒指導、教育相談に関する領域		2 以上	
	④学級経営、学校経営に関する領域		2 以上	
	⑤学校教育と教員のあり方に関する領域	4 以上		
分野別科目	スクールマネジメント分野科目			4
	学校教育臨床分野科目			
	ICT教育開発・教育DX分野		4	
現代的教育課題科目				7
実践研究指導科目		4		4
実習科目		1 0		1 0
計				4 5

【履修にあたっての諸注意】

- ① 履修基準に対応する開設授業科目は、「2. 授業科目一覧」のとおりです。
- ② 教育学研究科修士課程や、教育学研究科以外の研究科が開講する授業科目を履修したい場合は、事前に申し出てください。
- ③ 同一名称の授業科目を2回以上履修しても、単位は一科目分しか認められないので注意してください（「○○Ⅰ、Ⅱ…」のように、Ⅰ、Ⅱで授業内容が異なることを示しています）。
- ④ 当該授業時数の1／5を超えて欠席した者は、原則として単位認定の資格を失います。

4) グローバル対応リーダープログラム

外国にルーツをもつ児童生徒の理解や指導法を学ぶプログラムとして、グローバル対応リーダープログラムを設けています。このプログラムの参加を希望する学生は、次ページの授業科目一覧で「選択必修(4単位以上)を選択」と表示されている科目の履修と合わせて、10単位修得で修了証書が授与されます。

〔グローバル対応リーダープログラム科目一覧〕※「履修案内」で確認のこと。

- 1 「学校の国際化Ⅰ」(選択必修)(2単位)分野別科目(ス)
- 2 「学校の国際化Ⅱ」(選択必修)(2単位)分野別科目(ス)
- 3 「多文化共生社会の道徳教育」(選択必修)(1単位))現代的教育課題科目
- 4 「国際化への教育メディアの活用」(選択)(2単位))現代的教育課題科目
- 5 「外国語特別研究」(選択)(1単位))現代的教育課題科目
- 6 「多文化時代のシティイズンシップ教育」(選択)(1単位))現代的教育課題科目
- 7 「学校の国際化比較研究A」(選択必修)(1単位))現代的教育課題科目
- 8 「学校の国際化比較研究B」(選択必修)(1単位))現代的教育課題科目
- 9 「ASEAN展開授業研究」(選択)(1単位))現代的教育課題科目
- 10 「外国語特別研究Ⅰ」(選択)(1単位) (ツインクルプログラム履修者のみ)
　　現代的教育課題科目
- 11 「外国語特別研究Ⅱ」(選択)(1単位) (ツインクルプログラム履修者のみ)

現代的教育課題科目

- 12 「日本語教育・日本文化特論」(選択)(1単位) (ツインクルプログラム履修者のみ)
　　現代的教育課題科目
- 13 「日本文化理解」(選択)(1単位) (ツインクルプログラム履修者のみ)
　　現代的教育課題科目
- 14 「グローバル言語・文化研究」(選択)(1単位) (ツインクルプログラム履修者のみ)
　　現代的教育課題科目
- 15 「教育アウトリーチ研究」(選択)(1単位) (ツインクルプログラム履修者のみ)
　　現代的教育課題科目
- 16 「連携校授業研究」(選択)(1単位) (ツインクルプログラム履修者のみ)
　　現代的教育課題科目
- 17 「高度教育実践IV」(選択)(1単位)実習
- 18 「グローバルフィールドワークⅠ」(選択)(1単位)実習
- 19 「グローバルフィールドワークⅡ」(選択)(1単位)実習

千葉大学の大学院学生は、海外留学に関する単位修得を可能な限り推奨することになっています。ただし、教育学研究科高度教職実践専攻については、「その特殊性に鑑み、海外留学プログラムと同様の教育効果のある国内プログラムの受講をもって海外留学に替えることができるものとする」となりました。こうした経緯を踏まえて、本専攻では従来から用意されている「グローバル対応リーダープログラム」(下記参照)の一部受講をもって「海外留学」に替えることができるものとします。

グローバル対応リーダープログラム
グローバルフィールドワーク I・II
ASEAN 展開授業研究
学校の国際化比較研究 A, B
学校の国際化 I, II
国際教育特別演習 I, II
国際化への教育メディアの活用
多文化時代のシティズンシップ教育
「多文化共生社会の道徳教育」
外国語特別研究

科目説明

(1)「グローバルフィールドワーク I , II」(各1単位)

海外での研究・研修等を単位化する。

①「夏季チェンマイプログラム(1週間)」(タイ・チェンマイ大学)

※教職大学院用に1週間プログラムを 2018 年度から開発。(学部用2週間)

現地高校での日本語指導・タイの教育関係施設訪問・タイ文化体験・チェンマイ大学学生との交流等
(2018 年:4名 2019 年度:5名)

②「春季フィリピン道徳授業実践研究プログラム」(フィリピン・サンカルロス大学附属学校)※2019 年度より協定校

※サンカルロス大学附属学校教員と協働で「Value」の時間で日本式の道徳授業実践を英語で行い、その成果と課題を検討する。授業力向上や日本の道徳授業を広めるだけでなく、フィリピン文化の理解や現地教職員との交流を目的としている。(2018 年:2人 2019 年:3人 2020 年:5人予定)

③「ツインクルプログラム(夏・春)」(東南アジア各国)

※学部生も参加。2週間プログラム。現地高校で科学教育の授業実践をする。

その他、大学が主催する「スタディツアー」や個人で留学体験したものも「計画書」と「報告書」等で単位認定する。

(2)「ASEAN 展開授業研究」

①「マヒドン大学留学生日本語指導サポートプログラム」(千葉大学:国際交流センター)

※マヒドン大学から日本語を学びにきた留学生(初級・中級)の日本語指導サポートをする。10 日間。

現在1日1コマのみ。日本文化施設訪問の引率。

②「ツインクル留学生サポートプログラム」(千葉大学)

※ASEAN の大学からツインクルプログラムで来日した留学生との交流。日本の学校や文化施設訪問などの引率補助。(附属小・中学校・芝浦工大柏高校・きぼーる・国立民俗歴史博物館等)

(3)その他

「学校の国際化比較研究A」:幕張インターナショナルスクール見学等

2. 授業科目一覧 高度教職実践専攻

授業 名称	配当年次	授業 方法	単位数	修了要件上 の区分	必修	選択必修	教員免許法に対応する区分						グローバル 対応 リーダープ ログラム
							免許法区分	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	養護教諭	
カリキュラム・マネジメント論	1・2	講義	2	共通科目(①教育課程の編成・実施に関する領域)		○	基	○	—	—	○	—	
社会に開かれた教育課程とカリキュラムマネジメント	1・2	演習	1	共通科目(①教育課程の編成・実施に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
道徳教育実践研究特論	1・2	演習	1	共通科目(①教育課程の編成・実施に関する領域)		○	道	○	○	○	—	—	
特別活動実践研究特論	1・2	演習	1	共通科目(①教育課程の編成・実施に関する領域)		○	道	○	○	○	—	—	
学校行事事例研究	1・2	演習	1	共通科目(①教育課程の編成・実施に関する領域)		○	道	○	○	○	—	—	
学校教育実践研究Ⅰ	1・2	演習	2	共通科目(②教科等の実践的な指導方法に関する領域)		○	基	○	○	○	—	—	
学校教育実践研究Ⅱ	1・2	演習	2	共通科目(②教科等の実践的な指導方法に関する領域)		○	基	○	○	○	—	—	
情報活用能力の育成とICT活用	1・2	演習	1	共通科目(②教科等の実践的な指導方法に関する領域)		○	道	○	○	○	○	○	
学校教育実践演習Ⅰ	1・2	演習	2	共通科目(②教科等の実践的な指導方法に関する領域)		○	道	○	○	○	○	○	
学校教育実践演習Ⅱ	1・2	演習	2	共通科目(②教科等の実践的な指導方法に関する領域)		○	道	○	○	○	○	○	
ICTの効果的な指導法	1・2	演習	1	共通科目(②教科等の実践的な指導方法に関する領域)		○	道	○	○	○	○	○	
認知・学習心理学 ^{※1}	1・2	演習	2	共通科目(②教科等の実践的な指導方法に関する領域)		○	基	○	—	—	—	—	
教育心理臨床学	1・2	講義	1	共通科目(③生徒指導、教育相談に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
教育臨床ケースカンファレンスⅠ	1・2	演習	2	共通科目(③生徒指導、教育相談に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
教育臨床ケースカンファレンスⅡ	1・2	演習	2	共通科目(③生徒指導、教育相談に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
うつや不安になりやすい考え方を理解する	1・2	講義	1	共通科目(③生徒指導、教育相談に関する領域)		○	道	○	○	○	○	○	
教室におけるコミュニケーションと対人関係の心理学	1・2	講義	1	共通科目(③生徒指導、教育相談に関する領域)		○	道	○	○	○	○	○	
心理発達支援論	1・2	講義	1	共通科目(③生徒指導、教育相談に関する領域)		○	道	○	○	○	○	○	
教育行財政と学校	1・2	講義	1	共通科目(④学級経営、学校経営に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
学級経営の理論と応用	1・2	演習	1	共通科目(④学級経営、学校経営に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
地域教育と新たな学校づくり	1・2	演習	1	共通科目(④学級経営、学校経営に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
保護者対応事例研究	1・2	演習	2	共通科目(④学級経営、学校経営に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
学校評価実践研究	1・2	演習	1	共通科目(④学級経営、学校経営に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
学級・学校経営の諸問題	1・2	演習	1	共通科目(④学級経営、学校経営に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
スクールマネジメントとコミュニティ	1・2	講義	1	共通科目(④学級経営、学校経営に関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
ミドルリーダー養成特別演習	1	演習	2	共通科目(必修)(⑤学校教育と教員の在り方にに関する領域)	○		基	○	○	○	○	○	
教員研修特別演習	1	演習	2	共通科目(必修)(⑤学校教育と教員の在り方にに関する領域)	○		基	○	○	○	○	○	
教員研修特別演習	1・2	演習	2	共通科目(必修)(⑤学校教育と教員の在り方にに関する領域)	○		基	○	○	○	○	○	
教育委員会と学校	1・2	演習	1	共通科目(⑤学校教育と教員の在り方にに関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
危機管理論	1・2	講義	1	共通科目(⑤学校教育と教員の在り方にに関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
教員のメンタルヘルス	1・2	演習	1	共通科目(⑤学校教育と教員の在り方にに関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
教育法規特論	1・2	講義	2	共通科目(⑤学校教育と教員の在り方にに関する領域)		○	基	○	○	○	○	○	
教育臨床の視角と実践Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目(学校教育臨床分野)		○	基	○	○	○	○	○	
教育臨床の視角と実践Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目(学校教育臨床分野)		○	基	○	○	○	○	○	
学校教育と児童福祉の連携Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目(学校教育臨床分野)		○	基	○	○	○	○	○	
学校教育と児童福祉の連携Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目(学校教育臨床分野)		○	基	○	○	○	○	○	
子どもの抱える困難の理解と支援Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目(学校教育臨床分野)		○	道	○	○	○	○	○	
子どもの抱える困難の理解と支援Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目(学校教育臨床分野)		○	道	○	○	○	○	○	
学校経営の理論と実際Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目(スクールマネジメント分野)		○	基	○	○	○	○	○	
学校経営の理論と実際Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目(スクールマネジメント分野)		○	基	○	○	○	○	○	
学校の国際化Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目(スクールマネジメント分野)		○	基	○	○	○	○	○	選択必修
学校の国際化Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目(スクールマネジメント分野)		○	基	○	○	○	○	○	選択必修
教育政策と学校Ⅰ	1・2	演習	2	分野別科目(スクールマネジメント分野)		○	基	○	○	○	○	○	
教育政策と学校Ⅱ	1・2	演習	2	分野別科目(スクールマネジメント分野)		○	基	○	○	○	○	○	
教育データ概論	1・2	講義	1	分野別科目(ICT教育開発・教育DX分野)		○	道	○	○	○	○	○	
教育DX論	1・2	演習	1	分野別科目(ICT教育開発・教育DX分野)		○	基	○	○	○	○	○	
教育AI論	1・2	演習	1	分野別科目(ICT教育開発・教育DX分野)		○	基	○	○	○	○	○	
ICTを活用した理科授業づくり演習	1・2	演習	1	分野別科目(ICT教育開発・教育DX分野)		○	基	○	○	○	○	○	

授業 名称	配 当年次	授業 方法	単 位数	修了 要件 上 の 区分	必 修	選 択 必 修	教員免許法に対応する区分					グローバル 対応 リーダープ ログラム
							免 許 法 区 分	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	幼 稚 園	
ICTの教育利用	1・2	演習	1	分野別科目(ICT教育開発・教育DX分野)		○	道	○	○	○	○	
教育DXと授業	1・2	講義	2	分野別科目(ICT教育開発・教育DX分野)		○	道	○	○	○	○	
教育データ活用実践演習	1・2	演習	2	分野別科目(ICT教育開発・教育DX分野)		○	道	○	○	○	○	
デジタル社会における授業研究	1・2	演習	1	分野別科目(ICT教育開発・教育DX分野)		○	道	○	○	○	○	
DX関連企業と連携した授業づくり	1・2	演習	2	現代的教育課題科目			基	○	○	○	○	
情報社会と情報モラル	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
発達が気になる子どもの心理学	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
特別支援教育に関わる実践的理論	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
自閉症スペクトラムの認知心理学	1・2	演習	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
発達障害児の発達支援	1・2	演習	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
小中学校における特別支援教育論	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
国際化への教育メディアの活用	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
外国語特別研究	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
多文化時代のシティ즌シップ教育	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			基	○	○	○	○	選択
学校の国際化比較研究A	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			基	○	○	○	○	選択必修
学校の国際化比較研究B	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			基	○	○	○	○	選択必修
ASEAN展開授業研究	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
小学校道德教育実践研究	1・2	演習	2	現代的教育課題科目			道	○	—	—	—	
肢体不自由児の心理と教育	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
学校の現代的教育課題	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
学校の現代的教育課題	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
多文化共生社会の道徳教育	1・2	演習	1	現代的教育課題科目			道	○	○	○	—	選択必修
児童生徒の心の健康と発達の心理学	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			道	○	○	○	○	
小学校横断型授業づくり実地研究 ^{※1}	1・2	演習	2	現代的教育課題科目			道	○	—	—	—	
横断型授業づくり実践研究I ^{※1}	1・2	演習	2	現代的教育課題科目			道	○	○	○	○	
横断型授業づくり実践研究II ^{※1}	1・2	演習	2	現代的教育課題科目			道	○	○	○	○	
グローバル展開授業研究	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
外国語特別研究I	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
外国語特別研究II	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
日本語教育・日本文化特論	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
日本文化理解	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
グローバル言語・文化研究	1・2	講義	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
教育アウトリーチ研究	1・2	実習	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
連携校授業研究	1・2	実習	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
海外教育実地研究	1・2	実習	2	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	選択
グローバルアカデミー	1・2	—	1	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
現代的教育課題への具体的な取組	1・2	講義	1	現代的教育課題科目			—	—	—	—	—	
専門教職実践研究法	1・2	演習	2	実践研究指導(必修)		○	—	—	—	—	—	
実践研究報告	2	実習	2	実践研究指導(必修)		○	—	—	—	—	—	
高度教育実践I	1	実習	3	実習(必修)		○	基	○	○	○	○	
高度教育実践II	1	実習	3	実習(必修)		○	基	○	○	○	○	
高度教育実践III	2	実習	4	実習(必修)		○	基	○	○	○	○	
高度教育実践IV	2	実習	1	実習			基	○	○	○	○	
高度教育実践リフレクションI	1・2	演習	1	実習			基	○	○	○	○	選択
高度教育実践リフレクションII	1・2	演習	1	実習			基	○	○	○	○	
グローバルフィールドワークI	1・2	実習	1	実習			—	—	—	—	—	選択
グローバルフィールドワークII	1・2	実習	1	実習			—	—	—	—	—	選択

(注) 「教員免許法に対応する分類」の欄において、○印が付いている授業科目は、最上欄に記載されている種類の教員免許状を取得するために使用できることを示しています。
「中学校」「高等学校」欄において、○印が付いている授業科目は、教育学研究科で課程認定を受けているすべての免許教科（中学校であれば国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語について、高等学校であれば国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、工業、英語）について使用できることを示しています。

※免許法区分の略号については以下の通りです。なお、いずれも教育職員免許法規定区分の「大学が独自に設定する科目」の単位として計上されます。
基：教育の基礎的理解に関する科目
道：道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

3. 大学院共通教育について

現代社会においては、テクノロジーが急速に進歩し、グローバリズムも著しく進展しています。同時に、世界では、個人の属する国や地域を越えて、経済格差や環境問題に代表される様々な課題が生じています。

こうした多様化し複雑化する社会を的確に捉え、かつ、しなやかに適応できる力を身につけた研究者あるいは高度専門職業人となるには、自身の分野の専門知識を深めるだけでは十分ではありません。分野を越えた専門知と新たなリテラシーを総合した実践知を獲得することで、課題を意欲的に克服し、問題を対象化し、価値を新たに創造できる人材となることが可能になります。

そのような能力を養う一助として、千葉大学では総合大学である特色を生かし、令和元年度より大学院共通教育を導入しました。皆さんの所属する研究科、学府に関わらず履修可能な大学院横断型の授業を多数用意しています。詳しくは、「千葉大学大学院共通教育科目授業案内（令和5年度）」を参照し、皆さんの関心に応じて履修してください。

（ホームページ <https://www.cphe.chiba-u.jp/graduate-common/subject/index.html>）。



4. 履修登録

授業科目を受講するには所定の期間に履修登録を行っていただく必要があります。履修登録をしていない科目的単位は原則修得することができません。

履修登録は学生ポータル (<https://portal.gs.chiba-u.jp/>) により年4回行います。登録期間は時間割、履修登録の仕方については学生ポータルをご覧ください。なお、ガイダンスの際にも詳しくお知らせします。



5. 成績評価基準

成績評価は、出席状況、レポート、期末試験等を総合して行う等、その割合や具体的な評価方法については、授業科目ごとに学生ポータル (<https://portal.gs.chiba-u.jp/>) 上のシラバスに掲載します。当該授業科目における成績の評価は、90点以上100点以下を「秀」、80点以上89点以下を「優」、70点以上79点以下を「良」、60点以上69点以下を「可」、59点以下を「不可」の5段階で評価します。その他、科目によっては「合格」や「認定」で評価される科目もあります。

6. 長期履修学生制度

大学院設置基準第15条は、長期にわたる教育課程の履修を認めることができるとしています。本研究科ではこれを受けて、長期履修学生制度を設けています。長期履修学生制度は、職務を有している等の事情で、通常の学生よりも1年間または1学期間に修得可能な単位数や研究指導を受ける時間が制限されるため、本研究科の標準修業年限（2年間）を超えた在学をしなければ課程を修了することが出来ないと考えられる者に対して、申請に基づき研究科が審査し、標準修業年限を超えた在学をあらかじめ認められたうえで在学し、計画的に教育課程を履修し、学位の取得を認める制度です。詳細は、教務係に問い合わせてください。

2年次から長期履修生をご希望の場合は1年次の1月から2月頃が申請時期となりますので、希望する方は教務係まで申し出してください。ただし、休学期間を除き1年以上在学している院生は申請対象外となりますのでご注意ください。

7. 教育職員免許状の取得方法

- (1) 本研究科の各専攻において取得できる教育職員免許状（以下「教員免許状」）は、別表1のとおりです。本研究科を修了すれば自動的に教員免許状が取得できるわけではありません（修了に必要な科目と免許取得に必要な科目は異なりります）。
- 教員免許状を取得する場合は、以下の注意事項を参考にして取得しようとする教員免許状の種類に対応した科目の履修を行ってください。
- また、本研究科で取得することができる教員免許状は専修免許状のみです。一種免許状や二種免許状を取得することはできません。
- (2) 教員免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数は、別表2のとおりです。
- (3) 取得しようとする教員免許状の種類（免許教科）に対応する本研究科の開設授業科目は、「2. 授業科目一覧」のとおりです。授業科目と対応する教員免許状の種類（免許教科）に注意のうえ、必要な単位を修得してください。

- (例) 中学校教諭専修免許状（国語）を取得する場合に必要となる要件
- ① 中学校教諭一種免許状（国語）を有していること
 - ② 中学校教諭専修免許状（国語）に使用できる授業科目を24単位分修得すること
 - ③ 本研究科を修了すること（修士の学位を有すること）

〔別表1〕

専 攻	取得できる教員免許状の種類（教科）
高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語) 高等学校教諭専修免許状 (国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、工業、英語) 幼稚園教諭専修免許状 養護教諭専修免許状

〔別表2〕

教員免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	教育職員免許法規定区分
小学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び小学校教諭一種免許状を有すること	24	大学が独自に設定する科目
中学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び中学校教諭一種免許状（取得を希望する免許教科の一種免許状）を有すること	24	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び高等学校教諭一種免許状（取得を希望する免許教科の一種免許状）を有すること	24	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び幼稚園教諭一種免許状を有すること	24	大学が独自に設定する科目
養護教諭専修免許状	教職修士（専門職）の学位及び養護教諭一種免許状を有すること	24	大学が独自に設定する科目

III 学生生活

1. 学生の生活および修学上の支援体制について

本研究科では、学生生活全般（健康、修学、修了、進学、その他）について、相談の必要が生じた場合は、教員が親身になり相談に応じてくれる学生生活相談体制が整っています。相談員の連絡先は4月以降に教育学部ホームページに掲示します。

2. 授業料の納入、免除及び徴収猶予、奨学制度について

授業料の納入、免除及び徴収猶予、奨学制度等、授業料に関することについては、各専門部署にて取り扱うこととなっております。後述「8. 各種手続き担当（問合せ先）一覧」より各担当部署へお問い合わせください。

3. 学生の健康と保険について

(1) 健康管理

千葉大学の総合安全衛生管理機構は、学生及び教職員の健康増進を目的として設置された施設です。学生及び教職員の疾病・負傷等の応急診察や治療、健康の増進に関する相談を受ける一方、専門医療機関への紹介等を専任の学校医が円滑に行ってています。

詳しい利用方法等については、総合安全衛生管理機構のホームページをご覧ください。

(2) 定期健康診断

千葉大学学生は、定期健康診断を受けなければなりません。年に一度、4月～5月に行われます。日程等は、掲示等にて総合安全衛生管理機構よりお知らせがありますので、見逃さないようにしてください。

なお、この健康診断を受診しておくと、就職・進学等の健康診断書としても受け取ることができます。

(3) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生の体育実技をはじめ、講義、実験、実習及び演習の授業中や課外活動中に発生する不慮の事故による負傷または後遺症等、あるいは死亡した場合に給付される相互共済保険制度です。詳細は合格通知書類中の「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。また、実際の事故のときは、速やかに学務部学生支援課にお問い合わせください。

(4) 学生教育研究災害傷害保険の付帯賠償保険

上記（3）の拡大プランとして、大学が、正課、学校行事、課外活動として認めたインターンシップ・ボランティア活動等において他人にケガをさせたり、他人の財物を破損した場合の損害を、賠償する保険です。詳細については、上記（3）と同様にご対応ください。

4. 通学定期乗車券・学生割引証について

(1) 通学定期乗車券

通学定期乗車券（JR、私鉄）を購入する場合は、教育学部学務事務室3番窓口にて「通学証明シール」を受け取って学生証裏面に貼り、現住所、通学区間（通学区間変更の場合を含む）を記入のうえ、キャンパス最寄りの定期券売り場にて購入してください。（※キャンパス最寄り駅で購入しない場合、大学発行による別の証明書を求められることがあります。）バス利用者の場合は、教育学部学務事務室3番窓口で通学証明書の交付を受けてください。詳細については、大学ホームページ「学生生活」ページを参照してください。

(2) 学割証

学生割引でJRの100kmを超える乗車券を購入する場合は、証明書発行サービスで学割証を各自で発行してください。有効期間は発行日より3ヶ月以内です。詳細については、大学ホームページ「学生生活」ページを参照して下さい。

学生生活 千葉大学 HP https://www.chiba-u.ac.jp/for_school-life/index.htm



5. 車両規制について

本学の西千葉地区では、構内歩行者の安全を期すため、車両の入構規制を実施しており、自動車・自動二輪（原付を含む）による通学は全面的に禁止しています。ただし、身体に障害がある等、特殊事情のある学生は教育学部学務事務室3番窓口へ申し出てください。また、自転車で通学する学生は、生協の「住まい・アルバイト紹介カウンター」で毎年登録ステッカーを更新購入し、自転車に貼ってください。ただし、構内移動用のみの自転車は許可されません。なお、指定された場所以外には絶対に駐輪・駐車や車両の放置（附属学校等を含む）をしないでください。特に大学周辺住民の迷惑になるような歩道等へ放置してはいけません。場合によっては強制撤去があります。

6. 千葉大学附属図書館について

本館、亥鼻分館、松戸分館があり、学生証を提示すれば利用できます。詳細は附属図書館ホームページや附属図書館配布の利用案内等を参照してください。

7. 大学ホームページ「学生生活」

上記を含み、学生生活全般について大学ホームページ「学生生活」のページに掲載しております。ご参考ください。

8. 各種手続き担当（問合せ先）一覧

事項	内容	担当（問合せ先）	備考
授業料関係	授業料納付金の納入	財務部経理課	
	授業料の月割分納・徴収猶予・免除申請	学務部学生支援課	
履修関係	成績証明書	証明書発行サービス※1	
授業関係	指導教員変更届 系変更に関する届け出	教育学部（教務係）	
身分異動関係	休学・復学・退学願 休学延長願 学生割引証・在学証明書 学生証再交付願（過年度生等） 学籍簿異動届 住所変更届 出国届 再入国届	教育学部（教務係） 〃 証明書発行サービス※1 教育学部（学生支援係） 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	事前に窓口へ申し出のこと 〃 外国人（国費・私費） 〃
課外活動関係	建物使用願 掲示許可願 立看板設置願 団体設立届 団体員名簿 団体解散届 学外団体への加入届 学外における団体活動届 集会届 講師等招聘届 学内における学生活動等に関する届 学外における学生活動等に関する届	建物を所管する学部（事務室） 掲示板を所管する学部（事務室） 学務部学生支援課 学務部学生支援課／教育学部学生で組織する団体については教育学部（学生支援係） 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	
その他	奨学生申請書 私費外国人留学生奨学金 健康診断書 遺失物、拾得物、盗難 海外渡航届	学務部学生支援課 留学生課 証明書発行サービス※1 学務部学生支援課、教育学部（学生支援係） 教育学部（教務係）	海外に渡航する方は事前に提出してください。なお、必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

※1 証明書発行サービスから（以下の URL）申請の上、学内の発行機（無料）もしくは全国のコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン（有料））の各店舗内に設置されているマルチコピー機から発行してください。

（ただし、研究生等は教育学部学務事務室にて）。

証明書発行サービス URL <https://sites.google.com/gs.chiba-u.jp/cert/student>



IV 千葉大学大学院教育学研究科規程

制 定 平成16年4月1日
最近改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第55条の規定に基づき、千葉大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究科の目的)

第2条 本研究科は、学部における一般的並びに専門的教育を基礎とし、広い視野に立って精深な学識を受け、教育の理論・実践を創造的に推進し得る人材を育成するとともに教員に求められる高度な知識と実践を基礎とし、教育現場の課題について、理論と実践の融合・往還を通して実践的な指導力やリーダーとしての役割を果たす力量を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

(課程、専攻及び入学定員等)

第3条 本研究科の課程は、修士課程及び専門職学位課程（教職大学院の課程）とし、専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	学校教育学専攻	59	118
専門職学位課程（教職大学院の課程）	高度教職実践専攻	20	40
計		79	158

(転科)

第4条 千葉大学大学院に在学する者で、本研究科に転科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ許可することがある。ただし、専門職学位課程（教職大学院の課程）に転科することはできない。

2 本研究科に在学する学生が、千葉大学大学院の他の研究科（千葉大学大学院学則第2条第1項に規定する研究科をいう。以下同じ。）に転科を志願するときは、事由を具して研究科長に願い出てその許可を得なければならない。ただし、専門職学位課程（教職大学院の課程）に在学する学生は、転科することができない。

第5条 削除

(教育課程及び履修方法)

第6条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。ただし、専門職学位課程（教職大学院の課程）にあっては、研究指導を除くものとする。

2 授業科目、単位数及び履修基準については、千葉大学大学院教育学研究科履修案内の定めるところによる。

3 前項に規定する千葉大学大学院教育学研究科履修案内は、年度ごとに作成し、原則として当該年度に入学する者に適用するものとする。

4 研究科長は、学生の履修指導及び研究指導（専門職学位課程（教職大学院の課程）の学生にあっては、履修指導）のため、学生ごとに指導教員を定める。

(履修登録単位数の上限)

第6条の2 専門職学位課程（教職大学院の課程）の学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、実習を除いて40単位とする。ただし、成績優秀者は、この上限を超えて登録することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条 本研究科において、大学院学則第28条の規定に基づき、学生が、職業を有している等の事情により、長期にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の計画的な履修を希望する学生は、事由を具して研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。
(単位の計算方法)

第8条 本研究科が開設する授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 三 授業を前2号の方法の併用により行う場合は、その割合に応じた時間の授業をもって1単位とし、その時間は研究科長が別に定める。

(教育方法の特例)

第9条 本研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(考查及び単位認定)

第10条 本研究科の授業科目を履修した学生に対しては考查を行い、合格者に対して単位を与える。

2 考査は、試験又は研究報告等により行う。

3 病気その他の事由により正規の試験を受けることができなかつた者については、願い出により追試験を行うことができる。

4 前2項の試験の結果、不合格の授業科目のある者については、事情により再試験を行うことができる。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第11条 本研究科の学生が、大学院学則第29条の規定に基づき、他の大学院又は千葉大学大学院の他の研究科（以下「他の大学院等」という。）の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、当該課程において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程（教職大学院の課程）の学生が、第1項の規定により履修した授業科目の単位は、45単位の2分の1を超えない範囲で、当該課程において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第12条 修士課程の学生が、大学院学則第30条の規定に基づき、他の大学院等又は研究所等において研究指導を受けることを希望するときは、指導教員を経て、研究科長に願い出て許可を受けるものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導については、修士課程において受けた研究指導とみなす。

(留学)

第13条 本研究科の学生が、大学院学則第17条の規定に基づき外国の大学院へ留学する場合の取扱いについては、前2条の規定を準用する。

2 留学の期間は、1年を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 本研究科の学生が、大学院学則第31条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を希望するときは、別に定めるところにより、指導教員を経て、研究科長に願い出るものとする。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第11条第2項の規定により当該課程において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程（教職大学院の課程）の学生について、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、第11条第3項の規定により当該課程において修得したものとみなす単位数及び次条第3項の規定により免除する単位数と合わせて45単位の2分の1を超えないものとする。

(修了の要件)

第15条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「研究成果」という。）

の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 専門職学位課程（教職大学院の課程）の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うこと）を修得することとする。
- 3 専門職学位課程（教職大学院の課程）は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。
- 4 前条の規定により修士課程に入学する前に修得した単位（大学院学則第9条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（在学期間の短縮）

第16条 専門職学位課程（教職大学院の課程）は、第14条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位（大学院学則第9条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。

（修士論文等の提出時期等）

- 第17条 修士課程に1年6月以上在学し、原則として15単位以上を修得し、指導教員の承認を得た者は、修士論文又は研究成果（以下「修士論文等」という。）を提出することができる。ただし、第15条第1項ただし書の規定に該当する者については、別に定める。
- 2 前項の規定により提出された修士論文等の取下げは、原則として認めない。
 - 3 修士論文等の提出期限及び審査期限は、次のとおりとする。ただし、提出期限又は審査期限の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあたる場合は、その日の直後の日曜日等でない日を提出期限又は審査期限の日とする。

修了時期	提出期限	審査期限
前期	6月30日	8月20日
後期	1月10日	2月20日

- 4 前項の規定によりがたい場合は、研究科長は、提出期限及び審査期限を別に定めることができる。
- 5 修士論文等の提出手続き等については、別に定める。

（修士論文等の審査及び最終試験）

- 第18条 修士論文等の審査及び最終試験は、千葉大学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する3名以上の審査委員がこれを行う。
- 2 修士論文等の審査に当たって必要があるときは、前項の審査委員のほか、本学大学院の他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員（以下「外部審査委員」という。）として加えることができる。
 - 3 前項の外部審査委員を2名以上加える必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該研究科から選出の審査委員は、2名以上とすることができる。

（審査委員の報告）

第19条 審査委員は、修士論文等の審査及び最終試験が終了したときは、その結果を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

（学位の授与）

第20条 本研究科の修士課程を修了した者には、修士（教育学）の学位を授与する。

2 本研究科の専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

（外国人留学生）

第21条 外国人留学生については、別に定める。

（科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期）

第22条 大学院学則第45条、第48条及び第49条に定める科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。ただし、特別研究学生について特別の事情があるときは、学期の途中とすることができます。

（教員組織）

第23条 本研究科の教員組織は、別に定める。

（雑則）

第24条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目の履修方法については、当該在学者の入学年度における国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる千葉大学において定められた千葉大学大学院教育学研究科規程の例による。

3 平成23年度の学生収容定員は、第3条の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

専 攻	収容定員
学校教育科学専攻	32
教科教育科学専攻	47
学校教育専攻	5
国語教育専攻	5
社会科教育専攻	5
数学教育専攻	5
理科教育専攻	6
音楽教育専攻	5
美術教育専攻	5
保健体育専攻	5
技術教育専攻	3
家政教育専攻	3
英語教育専攻	5
養護教育専攻	3
学校教育臨床専攻	9
カリキュラム開発専攻	7
特別支援専攻	3
スクールマネジメント専攻	5
計	158

附 則（平成17年4月1日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成17年度の収容定員は、第3条の規定にかかわらず、学校教育専攻は15名、理科教育専攻は11名、技術教育専攻は8名、家政教育専攻は8名、特別支援専攻は3名、スクールマネジメント専攻は5名、計158名とする。

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日に本研究科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 平成28年度の学生収容定員は、第3条の規定にかかわらず、学校教育学専攻59名、高度教職実践専攻20名、学校教育科学専攻32名、教科教育科学専攻47名、計158名とする。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月21日）

この規程は、平成30年6月21日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条2項、第14条2項及び第15条4項の規定は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

最新の「教育学研究科規程」は、必ず、千葉大学規程集からご確認ください。

<https://www.chiba-u.ac.jp/general/Joureiv5HTMLContents/index.htm>



